

船舶事故調査報告書

令和8年2月4日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 高橋 明 子

事故種類	衝突（防砂堤）
発生日時	令和6年8月18日 03時56分頃
発生場所	北海道石狩市石狩湾港西区の防砂堤 石狩湾港中央ふ頭LNG棧橋シーバース灯から真方位227° 1,722m付近 （概位 北緯43°12.0′ 東経141°16.6′）
事故の概要	遊漁船第八明星丸は、釣り場に向けて西進中、防砂堤に衝突した。 第八明星丸は、釣り客1人が負傷し、球状船首に凹損を生じ、また、防砂堤は、コンクリートに擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和6年8月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 第八明星丸、6.2トン 202-8157北海道、個人所有 11.62m (Lr) × 2.98m × 1.20m、FRP ディーゼル機関、264.8kW、平成14年12月 (写真1 参照)



写真1 本船

乗組員等に関する情報	<p>船長 71歳</p> <p>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年10月9日 免許証交付日 令和4年12月22日 (令和10年10月8日まで有効)</p> <p>釣り客A 75歳</p>
死傷者等	重傷 1人(釣り客A)
損傷	<p>本船 球状船首に凹損</p> <p>防砂堤 コンクリートに擦過傷</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p> <p>日出時刻：04時43分頃、常用薄明開始時刻：04時13分頃</p>
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、令和6年8月18日03時30分頃、遊漁の目的で、石狩湾港西方沖合の釣り場に向けて同港の船溜まりを12時頃に戻る予定で出航した。</p> <p>本船は、ふだん、船溜まりを出るまでは約4ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で航行し、その後、約8knに増速して石狩湾港の中央水路灯浮標 No. 3と中央水路灯浮標 No. 4の間に向けて北進した後、西1号バース灯浮標(沖側)(以下「西灯浮標」という。)を左舷前方に見る北西の進路とし、西灯浮標を通り過ぎてから港外に向けて左転していた。</p> <p>船長は、出航の際、頭が少しボーッとして、体調が良くないと感じていたものの、操舵室内の舵輪後方に立ち、遠隔操縦装置のリモコンを持って操船に当たった。(写真2参照)</p>



写真2 船長の操船状況（再現）

船長は、船溜まりから本船が出る際、体調不良からか近くの岸壁がぼやけて見えたので、慎重に操船しようと思い、約8knに増速せずに約4knの速力のままとした。その後、本船が西灯浮標を通り過ぎて港外に向け左転を開始した頃、意識を失い、03時56分頃、本船の船首部が石狩湾港西区の防砂堤（以下「本件防砂堤」という。）の中央付近に衝突した。

（付図1 事故発生経過概略図 参照）

船長は、衝突の衝撃で意識が戻り、周囲を確認したところ、本船が本件防砂堤に衝突していた。

船長は、船内を確認し、船首甲板にいた釣り客Aが意識を失って倒れているのを認めたので、他の釣り客に釣り客Aの介抱を頼み、急いで発航地へ戻った。

釣り客Aは、帰航中に意識が回復し、他の釣り客が携帯電話で要請した救急車で北海道札幌市の病院に搬送され、外傷性くも膜下出血、両側前頭葉脳挫傷と診断された。

その他の事項

船長は、約26年間遊漁船業を営んでおり、事故発生場所付近を航行した経験が豊富であった。

船長は、本事故発生前日も遊漁を行っていたが、自宅で7時間ほどの睡眠をとっていたので、特に疲労を感じていなかった。

船長は、ふだんから自宅を出る前に持病の薬を数種類服用していたが、本事故当日は腹部に激しい痛みを感じたことから、それらの薬に

	<p>加え、鎮痛剤を2錠服用していた。</p> <p>船長は、持病の薬を服用した際に眠気を感じたことはなく、本事故当時、腹部の激しい痛みは治まっていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、石狩湾港内を港外に向け西進中、船長が操船中に意識を失い、本件防砂堤に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長が操船中に意識を失ったことについては、出航前に持病の薬を服用したこと、腹部に激しい痛みを生じていたこと、同痛みを抑えるために鎮痛剤を服用したこと等による影響が考えられるが、その要因を明らかにすることができなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、石狩湾港内を港外に向け西進中、船長が体調不良の状態で作船していたため、本件防砂堤に衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊漁船の船長は、体調管理に努め、体調不良の場合は出航を中止すること。

付図1 事故発生経過概略図

